

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」 1) 四端を持つ困難な問題のための取組

### 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 情報伝達・避難計画等に関する事項

情報収集、避難計画等に用いる手帳								取組機関			
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都		
①洪水・高潮時ににおける河川・海岸警備隊からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示等の発令有効範囲等を監視する取組みを促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	今後の取組的な	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統圖に属する区市町のみ対象 【東京都】 建設局		
				・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。 ・区防災担当部局での連絡体制を構築していく。	・東京都から防災情報を区長等に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているので、引き続き活用していく。 ・区で受信した情報を区長及び関係部署に迅速に伝達できるよう区灾害情報システム等を活用した連携の確認・訓練を実施していく。	・避難指示に直結する氾濫危険情報等を長へ直接連絡することに関して内部連絡体制等について、検討を行っていく。 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)			
				・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区防災担当部局での連絡体制を構築した。	・東京都から防災情報を区長等に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているので、引き続き活用していく。 ・災害対策本部訓練において災害情報システムを活用した情報伝達・共有を実施し、関係部署との情報連携体制を強化した。	・東京都から防災情報を区長等に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を引き続き活用できる仕組みを構築した。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)			
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知河川において、避難指示等の発令有効範囲の情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	今後の取組的な	・区長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 ・都の水防総合情報システム及び区の水防システムに基づき、河川の状況把握に努めるとともに、出水に備えて現地における監視や河川区域の巡回を実施している。	・東京都から防災情報を区長等に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・民間気象情報会社と契約し、意思決定支援情報を収集している。	・避難情報の発令を判断する際に必要となる河川の状況や今後の水位変化予測などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している(建設局)。		
				・内部連携体制について、検討していく。 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	引き続き上記ツールを活用していく。	・引き続き、関係部署と連携し、各部署が収集すべき情報の整理・共有、体制の確認を行う。	・避難指示に直結する氾濫危険情報等を区長へ直接連絡することに関して内部連絡体制等について、検討を行っていく。 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
				・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築したため、引き続き活用していく。	引き続き上記ツールを活用していく。	・東京都から発信された避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みに加え、関係部署と連携した情報収集を行った。 ・関係部署と連携し、各部署が収集すべき情報の整理・共有、体制の確認した。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。 ・国直轄河川について、江東5区へ気象庁から情報が届く仕組みとなりた。この情報を都管理河川の避難判断に利用する仕組みを構築している。	・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局・建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局		
		R 4 年度	今後の具体的な	・的確に情報伝達ができる効果的な方法について検討していく。 ・洪水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しの必要性を検討する。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告看板型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定した。	・荒川に対応した「荒川下流タイムライン」を策定している。 ・洪水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しを検討していく必要がある。	・荒水に関する避難指示等の発令基準について、より詳細な発令基準や対象区域を検討し、地域防災計画に定める必要がある。	・荒水に関する避難指示等の発令基準で地域防災計画に定めている。発令の対象区域については、状況により判断している。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。	・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機能連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局・建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン作成支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局・建設局)	
				・的確に情報伝達ができる効果的な方法について、検討していく。 ・洪水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しの必要性を検討する。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告看板型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定したため、運用方法について引き続き検討していく。	・石神井川における洪水・高潮、また、土砂災害に対応したタイムラインの策定について、検討を進めていく。	・洪水に関する避難指示等の発令基準について、事前に定めておく必要性があるが等検討していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を行る。	・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局・建設局・港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
				・的確に情報伝達ができる効果的な方法について、引き続き検討していく。 ・洪水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しの必要性について、引き続き検討していく。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告看板型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定したため、運用方法について引き続き検討した。	・石神井川におけるタイムラインの作成については、その必要性も含め、引き続き検討した。	・洪水に関する避難指示等の発令基準について、地域防災計画への反映を検討している。 ・石神井川・新河岸川について、タイムラインを作成する必要性について検討している。	・荒川氾濫時の府内タイムラインについて、府内各部で検証を行ない、課題の抽出やるべき行動の修正をし、タイムラインの充実を図った。 ・河川水位のみでなく、流域の降水量など気象の分析とあわせて避難指示等発令の対象区域を判断している。発令対象区域、発令判断基準について引き続き検討を行った。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示の発令基準の見直し等について適切に説明を行っている。	・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示の発令基準等を確認している。(建設局・総務局・港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
				・河川水予報河川と水位周知河川を中心として、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮に対する避難指示等の発令対象区域、発令判断基準を確認する。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告看板型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定したため、運用方法について引き続き検討した。	・石神井川におけるタイムラインの作成については、その必要性について引き続き検討した。	・洪水に関する避難指示等の発令基準について、府内各部で検証を行ない、課題の抽出やるべき行動の修正をし、タイムラインの充実を図った。 ・河川水位のみでなく、流域の降水量など気象の分析とあわせて避難指示等発令の対象区域を判断している。発令対象区域、発令判断基準について引き続き検討を行った。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示の発令基準の見直し等について適切に説明を行っている。	・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局・建設局・港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
				・河川水予報河川と水位周知河川を中心として、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮に対する避難指示等の発令対象区域、発令判断基準を確認する。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告看板型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定したため、運用方法について引き続き検討した。	・石神井川におけるタイムラインの作成については、その必要性について引き続き検討した。	・洪水に関する避難指示等の発令基準について、府内各部で検証を行ない、課題の抽出やるべき行動の修正をし、タイムラインの充実を図った。 ・河川水位のみでなく、流域の降水量など気象の分析とあわせて避難指示等発令の対象区域を判断している。発令対象区域、発令判断基準について引き続き検討を行った。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示の発令基準の見直し等について適切に説明を行っている。	・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局・建設局・港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
③水害危険性の周知、ICTを活用した水害危険性の周知についての取組	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報をお届けする。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・登録制メール(東京安心・防災メール)や水防サインで危険水位に遭ったことの情報を伝信している。 ・HP、SNS、登録制メール、レーラート、CATV、防災行政無線、緊急連絡メール、等で避難情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	現状と課題	今後の取組的な	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報をお届けしている。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・登録制メール(東京安心・防災メール)や水防サインで危険水位に遭ったことの情報を伝信している。 ・HP、SNS、登録制メール、レーラート、CATV、防災行政無線、緊急連絡メール、等で避難情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	・ホームページやSNS、たいとつ防災気象情報メール、アラート(公共情報コード)、防災行政無線、緊急連絡メール、直接的な呼びかけ(警笛、消音防災等の防災関係機関)、登録制メール(東京安心・防災メール)や水防サイン等、すべての情報伝達手段を駆使して、情報を満たした状態に対し、災害情報受信機を無償貸し与し、区内の避難情報を伝信している。	・防災アプリやホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報が得られるリンク先を案内している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・新宿井川や墨田川の大水害危険性の情報提供の充実を図るよう、要望が寄せられている。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間前までの雨量雨量指標の予測値を気象庁ホームページで提供している。	・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位や水位警報等のリアルタイム情報分布を気象庁ホームページで公開している。また、6時間前までの雨量雨量指標の予測値を気象庁ホームページで提供している。	・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位や水位警報等のリアルタイム情報分布を気象庁ホームページで公開している。また、6時間前までの雨量雨量指標の予測値を気象庁ホームページで提供している。	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
				・各種媒体を活用し、登録制メールやアプリの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールやアプリの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、防災アプリやあだち安心電話の登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、防災アプリやあだち安心電話の登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・引続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公表数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高瀬川想定区域の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局		

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

し。またこれらの情報を区市町村に提供することともに、できる限り住民へも提供することを「水害危険性の熟知」と称することとされています。	R 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報が区民に確実に伝わるよう、今年度新たに防災ボーラルを用いて防災アプリを公開しました。</li> <li>・情報が正確に伝わるよう、情報の発信内容についても検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種媒体を活用し、登録制メールやアプリの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について周知していく。</li> <li>・各種媒体を活用した災害情報の発信方法・内容を確認し、訓練等を通じて課題の洗い出し等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水位警報・避難情報の発信する登録制メールを登録者の普及拡大に努めている。</li> <li>・聴覚障害者向けに、文字で情報を伝える戸別受信機の配付を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや登録制メール、あだち安心電話、防災アプリ、LINE公式アカウントなど情報発信ツール周知のため、広報紙への掲載、講演会や避難所の防災訓練での案内などに努めた。</li> <li>・防災行政無線の聞き直しができる「防災無線テレホン内」を運用している。</li> <li>・上記レポート・案内等を用いたマグネットシートを作成し、各家庭に案内等を配布している。</li> <li>・令和4年度からシステム連携により避難所の収容状況等を区民が閲覧できるポータルサイトを公開し、区民に避難情報の提供を行う。令和4年4月に足立区防災アプリを更新した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の各市区町村長、防災担当者との打合せの際、キックオフ(危険度分布)や流域雨量指標の予測値の活用について周知を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視カメラの公開を拡大していく。「東京都水防災総合情報システム」をより使いやすいデザインに変更予定。(建設局)</li> <li>・高潮防災総合情報システムの改修の検討を行っている。(港湾局)</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベルを用いた避難指示等の発令を実施している。</li> <li>・警戒レベルを用いた避難指示等の発令について、区民に周知を行う必要性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベル相当情報(防災気象情報)と警戒レベル(避難情報)について、区民に周知を行う必要性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等において、警戒レベルと防災気象情報を併記するため、発信情報の整理が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模河川の場合、区外地域の警戒レベルも情報として発信されるため、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。</li> <li>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを示した発表文を用いて運用している。(建設局)</li> <li>・高潮氾濫発生情報を使用している。(港湾局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村</li> <li>・全區市町村が対象</li> <li>【気象台】</li> <li>【東京都】</li> <li>・建設局、港湾局</li> </ul>			
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	R 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央防災会議で定められた警戒レベルの基準による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベルを用いた避難指示等の発令について、区民に周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等において、警戒レベルと防災気象情報を併記するため、発信情報の整理が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模河川の場合、区外地域の警戒レベルも情報として発信されるため、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。</li> <li>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを示した発表文を用いて運用している。(建設局)</li> <li>・高潮氾濫発生情報を使用している。(港湾局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村</li> <li>・全區市町村が対象</li> <li>【気象台】</li> <li>【東京都】</li> <li>・建設局、港湾局</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築したため、引き続き、警戒レベルや避難指示等の発令について、区民に周知を行つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き住民への周知を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災連絡等の機会を捉え、警戒レベルと防災情報、及びその時の避難行動に關して周知啓発を行つた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築していく。</li> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁ホームページのキックオフ(危険度分布)について、警戒レベル相当の「災害初泡(泡)」を新設するとともに、警戒レベル相当を「危険(災)」に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようになります。改善を実施する。</li> <li>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</li> <li>・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</li> </ul>		
項目	東京都皆電河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京都管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組範囲
⑤防災施設に関する情報共有及びダム放流水情報の活用	R 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムや堤防等の施設に係る機能に関する情報共有を行う。</li> <li>・避難行動に係るダム放流水情報の内容・タイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムや堤防等の施設に係る機能に関する情報共有を行う。</li> <li>・避難行動に係るダム放流水情報の内容・タイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き住民への周知を行つて、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災連絡等の機会を捉え、警戒レベルと防災情報、及びその時の避難行動に關して周知啓発を行つた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。</li> <li>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行つ。(水道局、建設局)</li> <li>・避難行動に係るダム放流水に関する情報を伝達している。(水道局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行つ。(水道局、建設局)</li> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行つ。(水道局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村</li> <li>・小河内ダム、白丸ダムからの放流水を受ける自治体に對象</li> <li>【都水防計画】に基づく関係機関</li> <li>【東京都】</li> <li>・水道局、交通局、建設局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムや堤防等の施設に係る機能に関する情報共有を行う。</li> <li>・避難行動に係るダム放流水情報の内容・タイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムや堤防等の施設に係る機能に関する情報共有を行う。</li> <li>・避難行動に係るダム放流水情報の内容・タイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き住民への周知を行つて、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災連絡等の機会を捉え、警戒レベルと防災情報、及びその時の避難行動に關して周知啓発を行つた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。</li> <li>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行つ。(水道局、建設局)</li> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行つ。(水道局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行つ。(水道局、建設局)</li> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行つ。(水道局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村</li> <li>・小河内ダム、白丸ダムからの放流水を受ける自治体に對象</li> <li>【都水防計画】に基づく関係機関</li> <li>【東京都】</li> <li>・水道局、交通局、建設局</li> </ul>
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	R 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民自身が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が十分認識されていない。</li> <li>・住民の避難先や避難経路について検討が必要である。</li> <li>・避難場所の共有について検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、都の管理河川や流域下水流幹線の区域において改訂を行つた。(建設局、下水道局)</li> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</li> <li>・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、都の管理河川や流域下水流幹線の区域において改訂を行つた。(建設局、下水道局)</li> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</li> <li>・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村</li> <li>・全区市町村が対象</li> <li>【東京都】</li> <li>・建設局、下水道局、港湾局、総務局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等に避難場所、経路を検討する。</li> <li>・隣接区市町村の避難場所を共有し、避難体制を構築していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図等に避難場所を公表している。</li> <li>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災連絡等の機会を捉え、警戒レベルと防災情報、及びその時の避難行動に關して周知啓発を行つて、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設を緊急時の避難場所として指定しているほか、民間事業者の協力を得て、避難場所を確保している。</li> <li>・区県付近に居住する区民については、近隣区の避難場所に避難する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が十分認識されていない。</li> <li>・住民の避難先や避難経路について検討が必要である。</li> <li>・避難場所の共有について検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図つて検討していく。</li> <li>・隣接区市町村と避難経路について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に、都が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(下水道局)</li> <li>・内水と共に設置されている「首都圈における広域的な避難対策の具體化」に向けて検討会において、官民圏における大規模風害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村</li> <li>・全区市町村が対象</li> <li>【東京都】</li> <li>・建設局、下水道局、港湾局、総務局</li> </ul>
⑦要配慮者等に対する避難計画等の作成状況・実施の実績	R 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他区への避難に関する情報共有や神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じて検討していく。</li> <li>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都より公表された神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じて検討していく。</li> <li>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民自身が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が十分認識されていない。</li> <li>・住民の避難先や避難経路について検討が必要である。</li> <li>・避難場所の共有について検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図つて検討していく。</li> <li>・隣接区市町村と避難場所の共有について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に、都が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(下水道局)</li> <li>・内水と共に設置されている「首都圏における広域的な避難対策の具體化」に向けて検討会において、官民圏における大規模風害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村</li> <li>・全区市町村が対象</li> <li>【東京都】</li> <li>・建設局、下水道局、港湾局、総務局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の区への避難に関する情報共有や神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じて検討していく。</li> <li>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都より公表された神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じて検討していく。</li> <li>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民自身が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>・住民が十分認識されていない。</li> <li>・住民の避難先や避難経路について検討が必要である。</li> <li>・避難場所の共有について検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図つて検討していく。</li> <li>・隣接区市町村と避難場所について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に、都が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ</li></ul>	

○第六次設置所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

●地域防災計画等に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防災計画の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。	R 4年度	・以後も、浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進を実施していく。	・関係部署に対し、改めて各部署が所管する施設への計画作成を確認している。 ・また、作成時の相談・支援内容に応じて、問合せ先を部署ごとに分けることにより、相談支援体制を整理した。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成を支援していく。 ・地域防災計画に定めた地下街について、避難確保計画の作成状況を確認した。引き続き、計画の作成や訓練の着実な実施を支援していく。 ・効率的な効果的な避難確保計画を作成するための支援方法を検討していく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じて取組を促進する取り組みを行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設が多い区3市を対象に、現状の課題について個別のアドバイスを実施し、作成率が低い区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管・国土保全局にも適宣情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行なうなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街浸水対策議論会で「12地区部会を計24回、幹事会を1回開催」 ・出水期前には、各地域では地元とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難訓練・浸水防止対策の実動形式による訓練を実施した。なお、洪峰地区的訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実動訓練の実効性を高めるため、利用者としてこの役だけを与え、訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局) ・避難経路の精査については、沿袋、新橋の2地区で、元気区に施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・所定法令に基づく指導監査等の区による避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育局)

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都警管河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組範囲
⑥想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図を指す ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と避難浸水想定区域図の作成の手引き改定に伴う見直し	現状と課題							・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・既往の浸水想定区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象(下水道排水施設に係る雨水出水(内水)への対応)
			R 4年度	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域図の指定期間について検討していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)						
⑦水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成と作成状況を共有する。 ・「水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題							・引き続き、雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局) ・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図に技術支援する(下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改訂検討を行っていく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水想定区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象(下水道排水施設に係る雨水出水(内水)への対応)
			R 4年度	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、防災訓練や窓口配布、HP等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、窓口配布等で周知している。 ・ハザードマップは全世界とともに、区ホームページに掲載している。 ・機会を捉えた周知啓発を図る必要がある。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページや区防災アプリ等で周知している。 ・ハザードマップは全世界とともに、区ホームページ等で公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページ等で公表している。 ・ハザードマップは全世界とともに、区ホームページ等で公表している。 ・機会を捉えた周知啓発を図る必要がある。	・引き続き、各種媒体を通じた周知啓発を行うとともに、効果的な周知方法を検討していく。 ・次回改定時に数種類のハザードマップを一括して管理できるようファイルの作成を検討する。 ・引き続き各種メディアを通じてハザードマップの周知を行う。	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。	・引き続き、各種媒体を通じた周知啓発を行うとともに、効果的な周知方法を検討していく。
⑧「まるごとまちごハザードマップ」の取組状況と効果的事例を共有する。	・「まるごとまちごハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例等を参考に、取組を検討している。	現状と課題							・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
			R 4年度	・「まるごとまちごハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例等を参考に、引続き取組を検討していく。 ・「まるごとまちごハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)						
⑨浸水実績等の周知	・窓口及びホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	現状と課題							・市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局) ・国からまるごとまちごハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
			R 4年度	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・「まるごとまちごハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。	・引き続き、想定最大規模降雨による浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)			
⑩浸水実績等の周知	・窓口及びホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	現状と課題							・国からまるごとまちごハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局) ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
			R 4年度	・引き続き、窓口及びホームページで浸水実績を公表し、住民への周知を図っている。	・引き続き、ホームページでの浸水実績公表について、検討していく。	・他区市町村の取組等を参考に、区長へ周知する方法を検討していく。	・特になし	・区ホームページや窓口で浸水実績を公表している。※洪水に限らない実績。		

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都警備課河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京都管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
①住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	防災訓練等において、ハザードマップ等を用いて、水害についての情報提供を行っている。 ・住民自身で地域の避難計画を作成するための手引きを公開している。 ・自助の取組を促すために、必要に応じてマイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、東京都が作成した東京マイ・タイムラインの冊子を窓口等で配布している。	・地域でのマイ・タイムライン普及を図っている。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局		
			今後の具体的な取組	水害に対する情報提供を積極的に行い、自助を支援する取組を行っていく。	・自助の取組を促すために、必要に応じて東京・マイタイムラインの冊子を配布している。 ・防災指導者講習会を実施し、町会の防災に関する指導者の役割を担う人材育成を行っていく。 ・地域の避難計画作成の手引きを用い、住民自身の地域の避難計画の作成を支援していく。	・引き続き、機会を捉えた周知啓発を行う必要がある。	・地域でのマイ・タイムライン作成の普及ためのリーダーを区民から募集し、地域での作成促進を目指す。	・住民ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じてマイ・タイムライン普及拡大取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じてマイ・タイムライン普及拡大取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)		
			R 4年度	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布した。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図った。	・自助の取組を促すために、必要に応じて東京・マイタイムラインの冊子を配布した。 ・令和4年7月には、町会回覧板において、ハザードマップと共に各家庭での東京マイ・タイムラインの作成を促進するためのチラシを回覧した。 ・防災指導者講習会を実施し、町会の防災に関する指導者の役割を担う人材育成を行った。 ・地域の避難計画作成の手引きをホームページ上に公開した。	・マイタイムラインの作成に向けて、地域から普及リーダーを募集して講習会を実施した。 ・区民向けのマイタイムライン作成講座を実施した。 ・すでに認定している普及リーダーへのフォローアップ講座を行った。	・マイタイムラインの策定を加速させるために、商業施設でのイベント等で「東京マイ・タイムライン」の配布を行い、普及啓発を行った。 ・避難所運営会議にて、住民に対して分散避難について周知を引き継ぎ実施する。 ・コミュニティマイタイムラインの策定及びフォローアップを進めいく。	・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーと東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都民全ての中学校・高等学校、区市町村等に東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の正確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・東京マイタイムラインのアドバイスコンサルティングを作成・配信し、利用率向上を目指した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風災に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を作成・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する警戒力を高めるため、町会・自治会、親子・企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーと東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都民全ての中学校・高等学校、区市町村等に東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の正確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・東京マイタイムラインのアドバイスコンサルティングを作成・配信し、利用率向上を目指した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風災に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を作成・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する警戒力を高めるため、町会・自治会、親子・企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)			
			現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を行っている。 ・地域包括支援センター等へのハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の水害時における個別計画の作成を推進していく必要がある。 ・避難行動要支援者名簿を策定し、配布を行っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新を行って、避難行動要支援者の個別避難計画策定について、安否確認の方針など検討していく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新を行って、避難行動要支援者の個別避難計画策定について、安否確認の方針など検討していく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局		
			今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を進めるとともに、個別通知を送付するなど、外部提供の同意率の向上を図っていく。 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援について、講習会を実施していく。	・令和4年度に策定予定の「北区大規模水害避難行動支援計画」をもとに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援していく必要がある。	・令和4年度に策定予定の「北区大規模水害避難行動支援計画」をもとに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援していく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局		
			R 4年度	・避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を実施し、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援についての同意率を図っていく。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討していく。	・避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を実施し、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援についての同意率を図っていく。	・避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を実施し、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援についての同意率を図っていく。	・避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を実施し、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援についての同意率を図っていく。	・区市町村の効果的、効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者が研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	・区市町村の効果的、効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者が研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局		
			現状と課題	・防災訓練等において、ハザードマップ等を用いて、水害についての情報提供を行っている。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っている。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方法について、必要性も含め、検討していく。	・防災講話や研修会等の機会を捉え、区における水害リスクや避難方法等について周知を図っている。	・地域でのマイ・タイムラインの普及を目的としたリーダーを募集・住民や企業に対する水害セミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局		
			今後の具体的な取組	・地域防災力向上のための区民育成を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を進めていく。 ・各地区の消防士等・水害に対する情報提供を行っている。 ・引き続き、水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っていく。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方法について、必要性も含め、検討していく。	・避難行動要支援者向け個別避難計画作成に関する基本方針をまとめた計画を策定予定である。	・避難行動要支援者向け個別避難計画作成に関する基本方針をまとめた計画を策定予定である。	・避難行動要支援者向け個別避難計画作成に関する基本方針をまとめた計画を策定予定である。	・区市町村の効果的、効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者が研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、建設局	
			R 4年度	・防災訓練等において、ハザードマップ等を用いて、水害についての情報提供を行っている。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っている。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方法について、必要性も含め、検討していく。	・防災講話や研修会等の機会を捉え、区における水害リスクや避難方法等について周知を図っている。	・地域でのマイ・タイムラインの普及を目的としたリーダーを募集・住民や企業に対する水害セミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局		
			現状と課題	・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っている。	・令和4年度は、毎年度実施している防災指導者講習会にて、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を行った。 ・区民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方法について、必要性も含め、検討していく。	・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。	・地域防災力向上のために、コミュニケーションの強化を行って、地域ごとの水害の危険性の認識の普及とともに、地域防災力向上への働きかけを行った。	・地域防災力向上のために、コミュニケーションの強化を行って、地域ごとの水害の危険性の認識の普及とともに、地域防災力向上への働きかけを行った。	・地域防災力向上のために、コミュニケーションの強化を行って、地域ごとの水害の危険性の認識の普及とともに、地域防災力向上への働きかけを行った。	・都民の防災知識を高めるため、東京防災学習セミナーと東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	・都民の防災知識を高めるため、東京防災学習セミナーと東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
			今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する。	・大規模水害を想定した避難訓練の実施などについて検討していきたい。	・引き続き、関係機関と訓練内容について検討して、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているのが少なくなった。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)の充実したものとなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)の充実したものとなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、建設局、港湾局	
			R 4年度	・区市町村による避難訓練等の充実化を図る。 ・区市町村による避難訓練等の充実化を図る。	・年4箇所の避難所における避難訓練及び年1回の防災フェスティバルにおいて、地場住民や民間関係機関と連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・防災訓練において、区民や関係機関と連携し、土のう、水のう、水防訓練において、区民や関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・5月に消防署や鉄道会社等の関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているのが少なくなった。	・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)の充実したものとなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、建設局、港湾局
			現状と課題	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・大型水害を想定した避難訓練の実施などについて検討していきたい。	・引き続き、関係機関と訓練内容について検討して、より多くの住民が参加可能な内容を充実していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、建設局、港湾局	
			今後の具体的な取組	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難訓練等の実施について、検討している。	・令和4年度は、毎年度実施している防災指導者講習会にて、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を行った。 ・区民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方法について、必要性も含め、検討している。	・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。	・令和4年度北区総合水防訓練(第五消防方面本部)を5月14日実施した。	・一部の避難所の防災訓練において、水害に関する講演会や、水害を想定した訓練を行った。 ・引き続き、大規模水害を想定した避難訓練に基づく避難訓練の実施などについて検討していく。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報をについて講話を実施した。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し、防災気象情報を周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し、防災気象情報を周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し、防災気象情報を周知を実施した。	・多摩川沿いの自治体と連携して、大規模風水害を対象とした地上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	・多摩川沿いの自治体と連携して、大規模風水害を対象とした地上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
			R 4年度	・防災教育に関する指導計画等への支援などを実施する。 ・災害に対する防災教育への充実に対する取組を実施する。	・区立小中学校における防災宿泊訓練等への協力を通じて、防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・要請に応じ、防災教育の実施について、検討していく。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・全區市町村が対象 ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行わなければならない。(教育庁)	・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・全區市町村が対象 ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総	

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

円滑かつ迅速な連携に資する施設等の整備に関する事項

項目	京都府管轄河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組範囲
①水位計、河川監視用カメラ等の整備	現状と課題	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。 ・神田川左岸に量水板を設置している。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。		・令和3年度に隅田川右岸(町屋六丁目地内)への河川監視カメラの設置について東京都と協議・調整を行ひ、令和4年度に設置・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかったり。 ・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。	・一部河川に水位計や河川監視用カメラを設置している。				河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) ・実施主体間での設置予定情報や事例の共有化。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行って。(水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		・国交省において開発を進めている、低成本で導入が可能なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理水位計の情報を共有する。 ・水位計(各機管理施設を含む)、河川監視用カメラの配備状況と設置状況(設置予定含む)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。	・都管理水位計と区管理水位計の観測データを区災害情報システムに一括で取り込み、水防対策に活用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置の必要性について検討しての実情提供方法についても検討を進めていく。	・河川監視カメラの映像の有効活用を検討するとともに、区民へ河川監視カメラがかかる費用が大幅にかかっている。	・比較的維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)がかかる費用が大幅にかかっている。	・引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 ・令和4年度に設備更新を実施した。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行って。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行って。(水道局)
	R 4 年度	・引き続き、水位計や河川監視用カメラの配置の必要性について検討していく。 ・引き続き、水期前に、河川管理施設の点検を実施していくとともに、適宣、水防資機材の更新を実施していく。 ・新たな水防資機材として、土のうステーションを区内5か所に設置した。今後、利用状況等を踏まえ増設の要否を検討する。	・引き続き、水期前に、河川管理施設の点検を実施していくとともに、適宣、水防資機材の更新を実施していく。 ・新たな水防資機材として、土のうステーションを区内5か所に設置した。今後、利用状況等を踏まえ増設の要否を検討する。	・河川監視カメラの映像による水位等の確認を行った。 ・河川監視カメラの性能等を調査していく。	・水位計(危機管理体制を含む)及び河川監視用カメラ(簡易型を含む)の性能等を調査していく。	・東京都水防総合情報システムJHPを活用し、河川水位を確認した。 ・既に設置されている水位計や河川監視用カメラについて、運用上の反省点等を活かし、更新していく。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行って。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行って。(水道局)	
2) 設定された水防活動のための取組 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項	現状と課題	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所を定められていないことから、区内に水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施している。 ・水防資機材等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、水防上注意を要する箇所等の共同点検を行ってい。	・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同点検を実施している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。	・出水時に、河川の水位等を点検するため河川巡視を実施している。	・出水時に、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。	・出水時に、水防資機材等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防資機材等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		・河川整備の進捗状況等を踏まえ、出水期前に水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が負担する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	・引き続き、出水期前に水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宣、水防資機材の更新を実施していく。	・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宣、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、区単独だけでなく消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宣、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宣、水防資機材の更新を実施していく。	・現在備蓄している水防資機材の確認を行い、今後導入すべき水防資機材の点検及び補充を行った。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宣、水防資機材の備蓄内容の見直し、庫存整理を実施した。(建設局)	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宣、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)
	R 4 年度	・水防資機材の定期的な点検及び更新と、水防用土のうの定期的な中身の入れ替え作業を実施した。 ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引き続き、出水期前に、河川管理施設の点検を実施していく。 ・適宣、水防資機材の定期的な点検及び更新と、水防用土のうの定期的な中身の入れ替え作業を実施した。	・出水期前に、水防上注意を要する箇所等の点検を行った。 ・水防資機材の点検及び補充を行った。	・出水期前に水防上注意を要する箇所等の点検を行った。 ・京成本線荒川橋梁部における夜間水防訓練において、対岸区である葛西区、区内消防署、河川管理者及び京成電鉄株式会社と連携のあり方を確認した。 ・水防資機材を点検し、新たな資機材の種類や必要性について研究した。 ・出水期に備えて土のうを作成した。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宣、水防資機材の定期的な点検及び更新と、水防用土のうの定期的な中身の入れ替え作業を実施した。			・自体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、庫存整理を実施した。(建設局)	
②水防訓練の充実	現状と課題	・年1回、関係機関と合同で水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・毎年集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。	・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出力別に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局	
		・毎年実施している水防訓練について、既存の水防資機材を活かした実践的な訓練内容を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)	
	R 4 年度	・毎年実施している水防訓練について、区内消防等関係機関、地元町会やボランティア等と合同で実施した。 ・実施した水防訓練について、文京区HPやSNS等を通して広報を行った。	・毎年実施している水防訓練について、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、消防機関と協議各署が各々、訓練(土のう作成等)を行った。 ・関係各署と連絡体制の確認を行った。	・消防署、区役所が各々、訓練(土のう作成等)を行った。 ・関係各署と連絡して行っている水防訓練に、時系列を考慮した訓練を実施している。	・京成本線荒川橋梁部における夜間水防訓練を、実際の現場で水防活動手順書に基づき行った。 ・区職員からロープ操縦者を選出し、当水防訓練時に遠隔による状況確認等、ロープによる操作訓練を実施した。 ・区職員が河川敷で重機(ショベルローラー)の操作訓練を実施した。	・東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。			・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	
③水防に因る広報の充実	現状と課題	・各構成員の水防に関する広報の募集、自主防災組織、企業等の参考等の取組状況を共有する。	・区報を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを固つてい。	・ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を固ついて。	・広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを固つて広報の充実について広報を実施している。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局	
		・各構成員の協力を図つていく。	・関係機関と協力を図つて、ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を固ついて。	・引き続き、ホームページや区報等の各種媒体を通じて水防活動を行う消防団員の募集については消防署と連携して充実を図る。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを固つて広報の充実を図る。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)		
	R 4 年度	・引き続き、関係機関と協力を図り、様々な媒体により募集広報を行つて。	・引き続き、ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を固ついて。	・ホームページや区報等の各種媒体を通じて水防活動を行う消防団員の募集については消防署と連携して充実を図つて各家庭での東京マイ・タイムラインの作成を促進するためのチラシを回観した。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを固つて広報の充実を図る。			・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。 ・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・職員のメール署名や名札などにURL等を記載し広報を行った。(建設局) ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局	
④水防活動の充実	現状と課題	・洪水等に対するより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	・関係機関を通じて連携を図つている。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組みは行っていない。	・水防訓練を通じて、消防団との連携強化を図つて。	・区内最も越水危険が高い京成電鉄荒川橋梁部において、消防団と連携し、工のう積み訓練を実施した。継続的な訓練が必要である。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		・洪水等に対するより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。	・引き続き、消防団との連携、協力体制を強化していく。	・東京都、東京消防庁、区内各消防団と必要に応じて連携、調整を図つていく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

	R 4 年 度	<p>・引き続き、区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。</p> <p>・水防訓練を通じて、消防団との連携・協力体制の強化について、必要に応じて検討していく。</p> <p>・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携・協力体制の強化について、必要に応じて連携、調整を図っていく。</p>			<p>・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・建設事務所(西建)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)</p>
--	---------	---	--	--	--

## 多様な主体による被災軽減対策に関する事項

項目	京都府管理河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組範囲
②灾害拠点病院等の施設管理者等による情報伝達の充実	現状と課題	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p> <p>・浸水予想区域が見直される場合は、災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。</p>	<p>・浸水想定区域内部等に災害拠点病院が立地するが、浸水深が浅く、氾濫しても災害拠点病院の機能に影響を及ぼすおそれがない。</p> <p>・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。</p>	<p>・医療機関に対して浸水害に係る情報を提供とともに、避難確保計画の作成促進・支援を行っている。</p> <p>・災害拠点連携病院についても、災害拠点病院と同様に防災行政無線を配備し、災害時の情報伝達手段の確保をしている。</p>	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は無いが、災害拠点連携病院が存在する。</p> <p>・地域防災計画に位置付けること等が必要である。</p>					・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・建設事務所(西建)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)</p>
		<p>・浸水予想区域等について、東京都と密に情報共有を図っていく。</p> <p>・浸水予想区域が見直された場合は、災害拠点病院の立地状況等を確認する。</p>	<p>・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・引き続き、水害に関する情報と対策の必要性について情報提供を行い、水害時における医療機関との連携、迅速な避難行動の確保を推進する。</p>	<p>・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域内の災害拠点病院等の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けを行っていく。</p>				・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)
	R 4 年 度	<p>・浸水予想区域等について、引き続き、東京都と密に情報共有を行っていくとともに、浸水予想区域が見直された場合は、災害拠点病院の立地状況等の確認を実施する。</p>	<p>・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。</p>	<p>・関係部署と連携して、対象となる医療機関に対し、避難確保計画の作成、計画に基づく訓練の実施の徹底について周知を図っていく。</p>	<p>・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p> <p>・今後水害都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。</p> <p>・災害拠点病院の抜粋ため災害協定を締結を進める。</p>					・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) <p>・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>

## 項目 京都府管理河川を対象とした取組内容

項目	京都府管理河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組範囲
③洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実	現状と課題	<p>・令和2年度に文京シビックセンターについては、浸水対策工事及び非常用発電機増設工事を実施した。防水板の設置については、一部(1階カフェ部分)未設置であるため、今後改修する必要がある。</p>	<p>・台東区役所本庁舎においては、止水板などの風水資機材を整備しているが、万一、浸水等により使用が不能となった場合、谷中防災コミュニティセンターを災害対策本部の代替施設として活用する。</p> <p>・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、区域内に厅舎があるか確認する必要がある。</p>	<p>・災対活動拠点となる区役所本庁舎等に非常用発電機を設置するとともに、可搬型蓄電池を複数台配備している。</p>	<p>・厅舎移転の予定地が浸水想定区域内のため、耐水化等の対策が必要である。</p>	<p>・本庁舎の各入口に、止水板が設置できる構造となっている。</p>	<p>・浸水に備えた排水ポンプを設置している。</p>			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) <p>・神田川流域においては、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止するところがないようにする事が課題である。(各局)</p> <p>・排水ポンプの設置等の耐水化工事は完了した。(下水道局)</p> <p>・気象変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)</p>
		<p>・区市町村庁舎等における共用トイレに設定される浸水被害を確実に適切に確保するためには、必要な対策(耐水化)について検討する。</p>	<p>・文京シビックセンターの防水板未設置部分について、テナントの契約更新時期等に合わせて、対策を講じる。</p>	<p>・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。</p>	<p>・本庁舎のバックアップ施設の検討や、その施設において災害時に活動できるための設備や機能の充実を図る必要がある。</p>	<p>・公表されている浸水予想区域図を踏まえ、庁舎移転に際し、耐水化等の対策を検討していく。</p>	<p>・没水対策について、資機材等を定期的に点検し、維持管理を徹底していく。</p>			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) <p>・耐水化等の対策を検討していく。(各局)</p> <p>・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できる下水道施設の耐水化を検討(下水道局)</p>
	R 4 年 度	<p>特にありません。</p>	<p>・引き続き、東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。</p>	<p>・災対本部訓練を通じて、蓄電池の取り扱い方法や作動状況の確認を行った。</p>	<p>・定期的に資機材等を点検し、出水期に備えて土のうの補充に際しての耐水化等の対策を検討した。</p>	<p>・本庁舎の一部について改修計画を策定しており、発電機の位置など水害時を想定した計画を行っている。</p>			・引き続き、災対本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) <p>・河川の大規模洪水等に対応できる下水道施設の耐水化検討(下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に、水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)</p>	

## 3)氾濫水の排水に関する取組

項目	京都府管理河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組範囲
④排水施設、排水資機材の選択と運用方法の改善及び排水施設の整備等	現状と課題	<p>・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を共有する。</p>	<p>・水防用土のうや排水ポンプ等の水防資機材を配備している。</p>	<p>・可搬式排水ポンプを配備している。</p>	<p>・水中ポンプ4台、エンジンポンプ1台を配備している。</p>	<p>・可搬式ポンプ(水防用)を配備しており、区職員による訓練を実施している。</p>	<p>・排水ポンプ等の資機材を配備している。</p>			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) <p>・東白川に排水機場を設置している。(港湾局)</p> <p>・建設事務所(西建)でポンプ所の耐震・耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、下水道局)</p> <p>・排水機場やポンプ所の耐震・耐水化について、計画に基づき順次実施する。(建設局、港湾局)</p> <p>・排水ポンプ台に対する下水道施設の耐水化は完了した。(下水道局)</p> <p>・気象変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)</p>
		<p>・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等について、定期的に点検し、適宜更新する。</p>	<p>・配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。</p>	<p>・配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。</p>	<p>・排水ポンプ等の資機材について、定期的に点検し、排水ポンプ等の資機材については、災害時協定等により追加調達することも考慮し、検討を進めている。</p>	<p>・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。</p>	<p>・必要に応じて運用方法や増強について改善を検討する。</p>			・排水機場等に運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) <p>・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局)</p> <p>・河川の大規模洪水等に対応できるよう下水道施設の耐水化検討(下水道局)</p> <p>・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震・耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)</p>
	R 4 年 度	<p>・排水施設、排水資機材等について、定期的に点検し、適宜更新した。</p> <p>・水防用土のうに関するホームページを適宜最新の情報に更新した。</p>	<p>・引き続き、配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底している。</p>	<p>・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。</p>	<p>・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。</p>	<p>・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。</p>	<p>・定期的に資機材等を点検し、土のうの補充に際しての耐水化等の対策を行った。</p>			・東京都コンクリート压送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) <p>・河川の大規模洪水等に対応できる下水道施設の耐水化検討(下水道局)</p> <p>・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震・耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)</p> <p>・国際規格機関が構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)</p>

4)その他の取組  
その他の事項

項目	京都府管理河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組範囲
⑤堤防など河川管理施設の整備・改修に係る対策	現状と課題	<p>・河川整備計画に基づき定期的点検を実施する。</p> <p>・東京都河川管理施設基本方針に基づいて、河川の水質の改善と河川の整備のための河川管理施設の整備を実施する。</p>	<p>・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。</p>	<p>(該当河川なし)</p>	<p>・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。</p>	<p>・特別条例に基づく区管轄河川である5河川について点検や日常の維持管理を行っている。</p>			<p>・計画に対し、流下能力が不足している区間に於いて河川整備を推進している。(建設局)</p> <p>・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)</p>	・区市町村が対象(東京都)建設局、下水道局、港湾局
		<p>・着実に適切な維持管理を実施していく。</p>	<p>・着実に適切な維持管理を実施していく。</p>	<p>—</p>	<p>・着実に適切な維持管理を実施していく。</p>	<p>・河川管理施設の適切な維持管理を実施する。</p>			<p>・着実に河川整備を進めていく。(建設局)</p> <p>・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)</p>	・建設局
	R 4 年 度	<p>・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。</p>	<p>・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。</p>	<p>—</p>	<p>・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。</p>	<p>・特別条例に基づく区管轄河川である5河川について点検や維持管理を実施し、適切な管理に努めた。</p>			<p>・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局)</p> <p>・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)</p>	・建設局

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

③橋門、樋門等の施設の運営と運用体制の確立	・国土交通省が参加する防災安全等について関係機関と連携をされシラップ化等の無効化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の橋門・樋門等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題						・水門・樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策(下水道局)	【東京都】建設局、下水道局	
		今後の具体的な取組						・水門・樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都府県が参加する技術研究会等において情報提供されたシラップ化等の無効化の取組について共有していく。(建設局)		
		R 4年度						・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)		
④消防社団等による公金をもつた団体への財政的支援	・防災、安全交付金を算出し、消防防災社会再構築の取組を支援する。	現状と課題						・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまとまるごとまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】建設局	
		今後の具体的な取組						・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
		R 4年度						・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行なう水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まとまるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
⑤適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対して、研修会等で水害リスク情報に係る施設の最新情報を共有する。	現状と課題						・令和2年8月の改定地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となつたことから、新たに水害リスクが判断した際に、情報が適切に不動産関連事業者に對して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】住宅政策本部、建設局	
		今後の具体的な取組						・水害リスク情報等に關する施設の最新情報をについて、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)		
		R 4年度						・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	文京区	台東区	荒川区	北区	足立区	東京都東京都管区幹事会	関東地方整備局	東京都	取組範囲
⑥災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けた研修、訓練等に参加していく。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国や東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国は実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)		【区市町村】全区市町村が対象【気象台】【東京都】建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 ・全国的な訓練などを繰り返し実施していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加するとともに、相互の協定等を締結している自治体が被災した際の応援派遣などを通じて、現場対応スキルを向上させる必要がある。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していくことを目的として、防災気象情報の入手等の情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)		
		R 4年度	・国、東京都が実施している研修等に参加し、災害対応にあたる人材を育成することを継続していく。 ・消防署と合同で水防訓練を実施した。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、研修の内容を職場で共有した。	・避難所ごとに実施している開設・運営訓練において、防災課職員だけでなく、通常担当職員を参加させ、地域住民との関係構築や発災時の連携等について確認を行った。 ・災害対応にあたる人材育成の一環として、足立区独自の研修、訓練を実施した。(土のう作成、ドローン操作訓練、重機操作訓練など)。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害対応官から構造をいたく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
⑦災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法等を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】総務局	
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)		
		R 4年度	・灾害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるようにマニュアルの整理や訓練(アラート)に参加するなど、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・灾害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、取り扱い訓練を実施した。	・灾害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・引き続き職員向けマニュアルの作成や教養を行うなどし、職員・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISの操作習熟会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)			
⑧地方自治法第24条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題						・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会活性化ビンゴ会」にばく協議会等を実施し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】	
		今後の具体的な取組						・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。		
		R 4年度						・減災協議会や水防災祭会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。		